



平成 19 年 10 月 19 日

各 位

会 社 名：株式会社 島 忠  
代表者名：代表取締役社長 山下 視希夫  
(コード番号 8184 東証第一部)  
問合せ先：取締役総務部長 出村 敏文  
(T E L 048-623-7711)

### 取締役に対するストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役に対するストックオプションのための報酬等の決定に関する議案を、平成 19 年 11 月 29 日開催予定の第 48 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. スtockオプション制度の導入目的

当社取締役が株主の皆様と利益意識を共有することを主眼とし、中長期的な株主価値の増大と報酬とを連動させ、業績向上に対する意欲や士気を一層高めるべく、当社の取締役に対してストックオプションとして新株予約権を発行いたしたく存じます。

当社は、取締役の報酬等について、昭和 57 年 7 月 29 日開催の第 22 回定時株主総会において、年額 1 億 8,000 万円以内とご承認をいただいておりますが、ストックオプションとして新株予約権を発行するため、上記報酬等の上限枠とは別枠にて、ストックオプションのための報酬等として以下の内容の新株予約権を年額 5,500 万円の範囲で付与することにつきご承認をお願いするものであります。

当該報酬等の額は、平成 19 年 8 月 31 日現在の当社株価に基づき、ブラックショールズモデルにより算出した新株予約権の公正価値に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額とインセンティブとしての効果を勘案し定めたものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。また、当社の現在の取締役は 5 名ですが、本定時株主総会にて選任予定の取締役候補者 1 名を加えた 6 名が付与の対象となります。

#### 2. 新株予約権の発行要領

##### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は 100 株とする。

当社普通株式 50,000 株を 1 年間の上限とする

なお、当社が、株式の分割または株式の併合を行う場合、その他株式数の調整をすることが適切な場合は、当社が必要と認める処理を行うものとする。

(2) 新株予約権の数

500 個を 1 年間の上限とする。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受ける株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、その他行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社が必要と認める処理を行うものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から当該決議の日後 10 年を経過する日までの範囲内で、当該取締役決議の定めるところによる。

(6) 新株予約権の権利行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合その他当社取締役会決議において正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

② その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上